

様式

## 補助金等の創設に係る審査書

<b>補助金等名称</b>	瑞穂町中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金
<b>担当部署</b>	都市整備部 産業課 商工係
<b>担当者名</b>	原田、保坂
<b>補助対象</b>	町内中小企業者の新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みを促進し、もって事業所を利用する住民及び従業員への感染防止並びに経済活動の安定を図るため、町内事業所における感染対策を目的とした消耗品又は備品の購入に係る経費に対し、瑞穂町中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金を予算の範囲内において交付します。
<b>規程等</b>	瑞穂町中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金交付要綱
<b>事業概要</b> （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>(1) 補助対象者</p> <p>町内に店舗・事業所等を有する中小企業者、小規模企業者、個人事業主</p> <p>(2) 補助対象経費</p> <p>①消耗品（マスク、消毒液、ビニール手袋等）</p> <p>②飛沫対策用物品（アクリル板、飛沫防止シート等）</p> <p>③換気改善（換気扇、空気清浄機、サーキュレーター等）</p> <p>④消毒備品（自動手指消毒器、消毒用ポンプスタンド等）</p> <p>⑤非接触・非共有化（非接触検温器、サーモグラフィー等）</p>
<b>補助の必要性</b> （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	町内中小企業者の新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みを促進し、もって事業所を利用する住民及び従業員への感染防止並びに経済活動の安定を図るため実施します。
<b>補助金額</b>	補助率 10 / 10（ただし上限 3 万円とする）
<b>補助割合</b>	補助率 10 / 10（ただし上限 3 万円とする）
<b>実施期間</b>	令和 3 年 1 1 月（未定）から令和 4 年 3 月 2 5 日まで
<b>その他</b>	



瑞穂町中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策  
補助金交付要綱

（ 令和 3 年 月 日 ）  
告 示 第 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、町内事業所の新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みを促進し、もって事業所を利用する住民及び従業員への感染防止並びに経済活動の安定を図るため、町内事業所における感染対策を目的とした消耗品又は備品の購入に係る経費に対し、瑞穂町中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- （1）中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 条）第 2 条第 1 項に規定する中小企業・小規模事業者又は個人事業主であること。
- （2）町内に店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）を有すること。
- （3）町税に滞納がないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又は同条第 6 号に規定する暴力団員ではないこと。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は金融・貸金業等、町が公的な補助対象として社会通念上適切ではないと判断する業種を営む者でないこと。
- （6）補助事業の完了後も事業継続の意思があること。

（補助金の対象経費）

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 店舗等における感染防止対策に係る消耗品費
- (2) 店舗等で今後も継続的に使用する飛沫対策、換気改善、消毒又は非接触化に係る備品購入費
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの  
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費のうち3万円を限度とする。  
(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が指定する日までに、瑞穂町中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金交付申請書兼請求書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 第3条に規定する補助対象経費に係る領収書の写し及びその詳細がわかるもの
- (2) 第3条に規定する消耗品又は備品の設置状況が分かる写真
- (3) 瑞穂町に店舗等があることを証する書類  
(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、及び補助金の額を確定し、瑞穂町中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。  
(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助対象事業を中止又は廃止したとき
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 事業等の実施方法が不相当であると認められたとき
- (4) その他の不正行為があったとき  
(補助金の支払等)

第 8 条 町長は、第 6 条の規定により補助金の額を確定した後、速やかに補助金を支払うものとする。

(事業の委託)

第 9 条 町長は、この要綱に規定する事務の一部を町内の中小企業者に対し効果的に周知を行い得ると認める者に委託するものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成 18 年規則第 11 号）に定めるところによる。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

（宛先）瑞穂町長

申請者 所在地  
 事業者名  
 代表者名  
 電 話

㊟

瑞穂町中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金  
 交付申請書兼請求書兼実績報告書

瑞穂町中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

なお、交付の要件である納税状況について、町が公簿で確認することに同意します。

記

1 事業者の概要

- (1) 業種 \_\_\_\_\_  
 (2) 常時使用する従業員の数 \_\_\_\_\_  
 (3) 資本金の額又は出資の総額 \_\_\_\_\_

2 事業所（店舗）の名称、所在地

事業所（店舗）の名称	事業所（店舗）の所在地

3 補助金交付申請額（請求額）

補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円（A）

補助限度額 30,000円（B）

\_\_\_\_\_ 円 ※（A）が（B）を超える場合は（B）

4 補助金の振込先

金融機関名				支店名	本店・（      ）支店		
金融機関コード				支店コード			
預金種別	普通・当座	口座番号					
ゆうちょ 銀行	記 号			番 号			
	1			0			
フリガナ							
口座名義							

添付資料

- ・補助対象経費に係る領収書の写し等の書類
- ・当該補助金を利用し購入した消耗品及び備品の設置状況を確認できる写真
- ・瑞穂町に店舗等があることを証する書類

# 誓 約 書

年 月 日

瑞 穂 町 長 様

所在地  
事業者名  
代表者名

私は、次の事項について誓約します。  
なお、町が必要な場合には、福生警察署等関係先に照会することについて承諾します。

## 記

- 1 補助対象物品の購入後、倒産、廃業又は故障などやむを得ない事情を除き、5年以上当該購入物品等（消耗品を除く。）を使用いたします。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又は同条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 私は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は金融・貸金業を営む者ではありません。
- 4 私は、町、国、都その他の公的な機関による、本補助対象経費に対する補助等を既に受け、又は今後受ける予定のある者ではありません。